十五　平成十八年総務省告示第百十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四六の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 四六 | 削除 |

十六　平成十八年総務省告示第四百十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表三の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 三 | 削除 |

十七　平成十八年総務省告示第六百八十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二四の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 二四 | 削除 |

第一項の表一〇四の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 一〇四 | 削除 |

第一項の表一八五の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 一八五 | 削除 |

第一項の表二〇〇の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 二〇〇 | 削除 |

十八　平成十九年総務省告示第百六十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一二五の項及び一二六の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 125 | 削除 |
| 126 | 削除 |

第一項の表一三一の項及び一三二の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 131 | 削除 |
| 132 | 削除 |

第一項の表一七六の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 176 | 削除 |

第一項の表一九七の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 197 | 削除 |

第一項の表二二九の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 229 | 削除 |

第一項の表二四〇の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 240 | 削除 |

第一項の表二一九の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 319 | 削除 |

第一項の表二二二の項及び二二三の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 322 | 削除 |
| 323 | 削除 |

第一項の表四四三の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 443 | 削除 |

第一項の表四四六の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 446 | 削除 |

第一項の表五一〇の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 510 | 削除 |

第一項の表五一四の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 514 | 削除 |

第一項の表五六七の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 567 | 削除 |

第一項の表六八〇の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 680 | 削除 |

第一項の表七四一の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 741 | 削除 |

第一項の表八六五の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 865 | 削除 |

第一項の表八七二の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 872 | 削除 |

第一項の表八七五の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 875 | 削除 |

十九　平成十九年総務省告示第四百二十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一三五の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 135 | 削除 |

第一項の表三四九の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 349 | 削除 |